

野沢温泉村議会のごあんない

議会で何を決めているの？ 議会は何をしているの？

野沢温泉村議会事務局

野沢温泉村議会

野沢温泉村議会は、住民の皆様が選んだ代表者(村議会議員)が集まって、どうやって私たちが住んでいる村を、住んでいる人皆が豊かで暮らしやすいところにするか話し合い、きまりをつくったり予算を決めたりしています。

議員は住民の代表として、住民の皆さんの要望・疑問などを、皆さんに代わって議会等の場で明らかにするよう努めています。

そんな大事な相談をする、野沢温泉村の議会議員の定数は、8人です。

本会議の他にも、各種審議会や委員会に議員も所属し、他の委員の皆さんと一緒に、課題について検討したり調査をしています。

一方、村長は村議会で決めたことに基づいて、村政を進めています。

村議会と村長は、お互いに独立した立場から議論しあいながら、住みよい村づくりに務めています。



議会の仕組み

村議会議員

村の議会議員は、4年ごとの選挙で村民の中から選ばれます。日本国民で、3ヶ月以上野沢温泉村に住んでいる25歳以上の選挙権のある人なら、誰でも立候補できます。

議員の人数（定数）が、こんなに変わりました。

期 間	人 数（人）
昭和 31 年 9 月～昭和 32 年 3 月	32
昭和 32 年 4 月～昭和 36 年 3 月	20
昭和 36 年 4 月～昭和 56 年 3 月	18
昭和 56 年 4 月～平成 9 年 3 月	16
平成 9 年 4 月～平成 13 年 3 月	14
平成 13 年 4 月～平成 17 年 3 月	12
平成 17 年 4 月～現在	8

議長・副議長

議長・副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。

議長は野沢温泉村議会の代表として、議会を運営したり、いろいろな会議に出席したりと、議会を代表しての重要な役割を持っています。

副議長は、議長の仕事を助けたり、議長が欠けたとき、病気や公務出張などで不在のとき、議長に代わり職務を務めます。



議会の活動

村議会には、定期的に行われる「定例会」と、必要があつて開かれる「臨時会」があります。

野沢温泉村議会の、定例会は年4回(3月、6月、9月、12月)開かれます。議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて委員会を開き活動することがあります。

議会は、村長が招集して開かれますが、議員定数の 1/4 以上の議員から招集の請求をすることが出来る等決められています。現在、議会の議長に招集権を求める要求をしています。

そのほか、各種の委員会・審議会等へ議員を派遣しています。

本会議

議員全員によって構成され、議案等を審議し最終意思の決定のほか、村政全般についての質問、「一般質問」を行います。

本会議を開くには、原則として議員定数の半数以上の議員の出席が必要です。また、議会の意思は原則として、出席議員の過半数で決定します。



常任委員会

議案その他必要な議決事件は、野沢温泉村議会ではほとんどが委員会には付託せず、本会議で決定されますが、部門別に常任委員会が設けられています。

野沢温泉村議会には、役割を分担して総務社会常任委員会と産業経済常任委員会の2つの常任委員会があり、それぞれ7人ずつ議員が属し、委員会ごとに委員長・副委員長を決めて、活動しています。

議会運営委員会

常任委員会とは別に、議会の運営に関する調査や、議会運営全般にわたる基本的事項について、調査・協議をします。

議会全員協議会

村政運営上の重要な問題等について協議を行う場として議長が主宰し、毎月開催しています。議員全員のほか、村長、副村長、教育長と各課等の長等が出席します。

議会報編集委員会

編集委員4人が、年4回発行の議会報の編集にあたります。議会定例会が終了後、議会での決定事項や議会の活動内容について、住民の皆様にわかりやすい記事の広報であるよう検討をします。

議会の主な仕事

議決



議決は、議会の仕事の中でも、最も重要なものです。条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定のほかに、村が重要な契約をするときや、重要な財産の取得・処分、権利の放棄のときなどは、すべて議会の議決が必要です。

議決には、可決・修正可決・否決・同意・承認・採択など、案件によって様々です。

選挙

議会では特定の地位に就く、議長・副議長のほか、選挙管理委員及び補充員となる人などを選挙します。

同意

副村長・教育長・監査委員・教育委員・固定資産評価審査委員など、特別の地位に就く人を、村長が選任または任命するときには、議会の同意が必要です。

村政のチェック

村の仕事が議会で決めたとおりに行われているか、事務の流れを検査・調査します。監査委員に監査を求めて、調べてもらうこともあります。

「一般質問」、「議案質疑」を行うことや、また、委員会で報告を受けたり質疑を行うことで、村政をチェックしています。

意見書の提出

村の公益に関する事件について、議会として意思を決定し、国や県等に「意見書」として表明します。

住民の皆さんにとって重要なことでも、それが国や県の仕事であったり等、村の力では解決できないことがあります。そんなときに、関係機関に議会から「意見書」を提出して、解決を求めています。



長野県議会議長への要望活動



長野県知事への要望活動

豪雪に関する要望や、道路、医師確保などは、他の議会の皆さんや県議会の皆さんと共に活動します。

請願・陳情の審議

提出された請願・陳情について審議し、内容が適当と認められるものは採択し、それぞれの機関に送付します。

どなたでも、「請願書」または「陳情書」として、議会に提出することができます。請願は紹介議員が必要ですが、陳情の場合は必要ありません。原則として、郵送でなく、事務局までご持参いただいています。

各種団体との懇談会

村内、村外の各種団体の皆様との、懇談会も実施しています。

懇談会でお聞きした意見は、住民の皆様からの声として受け止め、様々な場面で議論し、解決に向けた方策を検討します。



(株)野沢温泉との懇談会



姉妹都市提携している千葉県御宿町議会の皆さんと懇談会

議会議員研修・視察

他の市町村議会の状況を知ったり、住民の皆様にとってより良い議会となるように勉強しています。また、視野を広めて活動に生かせるように、テーマを決めていろいろなところに研修のため視察に出かけます。

議員としての勉強会があるときは、活動に活かせるよう様々な研修会へ積極的に参加しています。



木材加工工場への視察



地域間伐材活用研修



**村内山林の
カシノナガキクイムシ被害視察**



学習会の開催（地方創生）



村内外へ災害現場の視察

議会の傍聴

議会は、傍聴できます。

代表で選ばれた議員と村長の議場での審議を、実際にご覧いただけます。

受付にお名前を記入されて、傍聴席へお入りください。



389-2592

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817

野沢温泉村役場 議会事務局

Tel 0269-85-3111 (311)

Fax 0269-85-3913

E-mail : gikai@vill.nozawaonsen.nagano.jp